

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

佐賀県知事 古 川

康

◎佐賀県条例第四十六号

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例

(佐賀県職員給与条例の一部改正)

第一条 佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「百分の百六十」を「百分の百三十五」に、「百分の百四十を」を「百分の百十五を」に改め、同条第三項中「百分の百四十」の下に「とあり、及び「百分の百三十五」を加え、「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百二十」を「百分の百二十」とあり、及び「百分の百十五」に改める。

第十七条の四第二項第一号中「加算した額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の九十二・五」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の六十五(特定幹部職員にあつては、百分の八十七・五)」を加え、同項第二号中「、六月に支給する場合においては」及び「、十二月に支給する場合においては百分の四十(特定幹部職員にあつては、百分の五十)」を削る。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700	467,500
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200	470,600
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700	473,700
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200	476,800
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500	479,800
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900	482,900
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300	486,000
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700	489,100
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000	492,100
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300	495,200
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600	498,300
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800	501,400
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000	504,400
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000	506,800
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000	509,200
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000	511,600
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000	514,100
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800	515,600
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600	517,100
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400	455,400	518,600
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200	519,800
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700	521,300
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500	460,200	522,800
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700	524,300

25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200	525,600
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200	464,600	526,800
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000	528,000
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400	529,200
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600	530,400
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400	531,300
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700	470,200	532,200
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000	533,100
33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300	471,800	534,000
34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600	472,600	534,900
35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400	535,800
36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100	474,200	536,700
37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000	537,600
38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300	475,800	538,500
39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600	539,400
40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400	540,300
41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900	478,200	541,200
42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700	478,900	
43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700	
44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500	
45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300	
46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900		
47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700		
48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500		
49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100		
50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900		
51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700		
52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500		
53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100		
54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900		

	55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700
	56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500
	57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100
	58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900
	59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700
	60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500
再任	61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100
	62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500	
	63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200	
	64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900	
用職	65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400	
	66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000	
	67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700	
	68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400	
員以	69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900	
	70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600	
	71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300	
	72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000	
外の	73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500	
	74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200	
	75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900	
	76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600	
職員	77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100	
	78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500		
	79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200		
	80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900		
	81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400		
	82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100		
	83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800		
	84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500		

85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000
86	239,700	295,900	344,700	386,100	
87	240,400	296,300	345,200	386,700	
88	241,100	296,700	345,700	387,300	
89	241,900	297,000	346,100	388,000	
90	242,400	297,400	346,600	388,600	
91	242,900	297,800	347,100	389,200	
92	243,400	298,200	347,600	389,800	
93	243,700	298,400	347,900	390,500	
94		298,800	348,400		
95		299,200	348,900		
96		299,600	349,400		
97		299,800	349,700		
98		300,200	350,200		
99		300,600	350,700		
100		301,000	351,200		
101		301,200	351,500		
102		301,600	351,900		
103		302,000	352,300		
104		302,400	352,700		
105		302,600	353,200		
106		303,000	353,600		
107		303,400	354,000		
108		303,800	354,400		
109		304,000	354,900		
110		304,400	355,300		
111		304,800	355,700		
112		305,200	356,100		
113		305,400	356,600		
114		305,800			

	115		306,200							
	116		306,600							
	117		306,800							
	118		307,100							
	119		307,400							
	120		307,700							
	121		308,100							
	122		308,400							
	123		308,700							
	124		309,000							
	125		309,400							
再任用職員		186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600	363,600	398,000	450,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二（第3条関係）

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,700
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	430,600
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	432,500
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	434,400
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	394,100	436,200
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	396,200	438,100
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	398,300	439,900
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	400,300	441,800
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	402,200	443,500
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	404,300	445,300
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	406,400	447,100
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	408,500	448,900
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	410,400	450,500
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	412,500	452,300
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	414,600	454,100
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,700	455,900
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,300	418,800	457,500
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,400	420,700	459,300
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,500	422,600	461,100
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,600	424,500	462,900
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,500	426,300	464,500
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,600	428,000	466,300
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,700	429,700	468,100
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,800	431,400	469,900

25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,600	400,700	433,000	471,500
26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,700	402,800	434,600	473,000
27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,800	404,900	436,200	474,500
28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,900	407,000	437,800	476,000
29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	381,000	408,900	439,100	477,400
30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	383,100	410,800	440,800	478,200
31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,200	412,700	442,500	478,900
32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,300	414,600	444,200	479,700
33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,800	389,200	416,600	445,700	480,300
34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,900	391,300	418,200	447,400	481,100
35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,900	393,400	419,900	449,100	481,900
36	224,000	240,300	260,400	305,100	368,000	395,500	421,600	450,800	482,700
37	225,600	241,800	261,700	307,100	370,000	397,400	423,200	452,300	483,300
38	227,400	243,300	263,200	309,000	372,100	399,000	424,700	453,100	484,100
39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,200	400,600	426,200	453,900	484,900
40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,300	402,200	427,700	454,700	485,700
41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,300	403,700	429,300	455,300	486,300
42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,400	404,900	430,600	456,000	487,100
43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,500	406,100	431,900	456,700	487,900
44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,600	407,300	433,200	457,400	488,700
45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,500	408,600	434,500	458,200	489,300
46	239,900	254,900	275,700	324,200	388,300	409,800	435,300	458,900	
47	241,200	256,300	277,400	326,100	390,100	411,000	436,100	459,600	
48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,900	412,200	436,900	460,300	
49	243,600	259,100	280,900	329,800	393,700	413,500	437,600	461,000	
50	245,000	260,600	282,600	331,400	394,900	414,300	438,400	461,700	
51	246,500	262,100	284,300	333,100	396,100	415,100	439,200	462,400	
52	248,000	263,600	286,000	334,800	397,300	415,900	440,000	463,100	
53	249,200	264,900	287,700	336,500	398,600	416,600	440,600	463,800	
54	250,700	266,500	289,500	338,300	399,800	417,300	441,300	464,500	

再任 用職 員以 外の 職員	55	252,100	268,200	291,300	340,100	401,000	418,000	442,000	465,200
	56	253,600	269,800	293,100	341,900	402,200	418,600	442,700	465,900
	57	254,900	271,200	294,700	343,500	403,500	419,400	443,400	466,600
	58	256,200	272,900	296,500	345,200	404,300	420,000	444,100	467,300
	59	257,500	274,600	298,300	346,900	405,100	420,600	444,800	468,000
	60	258,800	276,300	300,100	348,600	405,900	421,200	445,500	468,700
	61	260,100	277,900	301,700	350,300	406,600	421,800	446,200	469,400
	62	261,500	279,500	303,500	352,000	407,300	422,400	446,800	
	63	262,900	281,100	305,300	353,700	408,000	423,000	447,400	
	64	264,300	282,700	307,100	355,400	408,700	423,600	448,000	
	65	265,700	284,300	308,700	357,100	409,200	424,200	448,700	
	66	267,000	285,800	310,400	358,700	409,900	424,800	449,300	
	67	268,400	287,300	312,100	360,300	410,600	425,400	449,900	
	68	269,800	288,800	313,800	361,900	411,300	426,000	450,500	
	69	271,000	290,400	315,400	363,400	411,800	426,600	451,200	
	70	272,400	292,000	316,900	364,900	412,400	427,200	451,800	
	71	273,800	293,600	318,400	366,300	413,000	427,800	452,400	
	72	275,200	295,200	319,900	367,800	413,600	428,400	453,000	
	73	276,700	296,600	321,200	369,300	414,200	429,000	453,700	
	74	278,100	298,100	322,900	370,800	414,800	429,600	454,300	
	75	279,500	299,600	324,600	372,300	415,400	430,200	454,900	
	76	280,900	301,100	326,300	373,800	416,000	430,800	455,500	
	77	282,100	302,400	328,100	375,200	416,600	431,400	456,200	
	78	283,300	303,900	329,800	376,400	417,200	432,000		
	79	284,500	305,400	331,400	377,600	417,800	432,600		
	80	285,700	306,900	333,100	378,800	418,300	433,200		
	81	287,000	308,400	334,800	380,100	418,900	433,800		
	82	288,300	309,800	336,500	381,300	419,500	434,400		
	83	289,600	311,200	338,200	382,500	420,100	435,000		
	84	290,900	312,600	339,900	383,700	420,700	435,600		

85	292,300	314,000	341,600	385,000	421,300	436,200
86	293,500	315,500	343,200	385,600	421,900	
87	294,700	317,000	344,800	386,200	422,500	
88	295,900	318,500	346,400	386,800	423,100	
89	297,100	320,000	347,900	387,500	423,700	
90	298,300	321,500	349,400	388,100	424,300	
91	299,500	323,000	350,900	388,700	424,900	
92	300,700	324,500	352,400	389,300	425,500	
93	301,700	325,800	353,900	389,800	426,100	
94	303,000	327,200	355,400	390,400		
95	304,300	328,600	356,900	391,000		
96	305,600	330,000	358,400	391,600		
97	306,700	331,400	359,800	392,100		
98	307,900	332,800	361,000	392,700		
99	309,100	334,200	362,200	393,300		
100	310,300	335,600	363,400	393,900		
101	311,500	337,100	364,700	394,400		
102	312,600	338,400	365,800	395,000		
103	313,700	339,700	367,000	395,600		
104	314,800	341,000	368,200	396,200		
105	315,800	342,200	369,500	396,700		
106	316,500	343,300	370,100	397,200		
107	317,200	344,400	370,700	397,700		
108	317,900	345,500	371,300	398,200		
109	318,600	346,700	372,000	398,600		
110	319,300	347,700	372,600	399,100		
111	320,000	348,700	373,200	399,600		
112	320,700	349,700	373,800	400,100		
113	321,500	350,800	374,300	400,500		
114	322,300	351,800	374,900	401,000		

115	323,100	352,800	375,500	401,500				
116	323,900	353,800	376,100	402,000				
117	324,500	354,900	376,600	402,400				
118	325,300	355,500	377,200	402,900				
119	326,100	356,100	377,800	403,400				
120	326,900	356,700	378,400	403,900				
121	327,600	357,200	378,800	404,300				
122	328,100	357,700	379,400	404,800				
123	328,600	358,200	380,000	405,300				
124	329,100	358,700	380,600	405,800				
125	329,400	359,200	381,100	406,200				
126		359,700	381,600					
127		360,200	382,100					
128		360,700	382,600					
129		361,200	382,900					
130		361,700	383,400					
131		362,200	383,900					
132		362,700	384,400					
133		363,200	384,700					
134		363,700	385,200					
135		364,200	385,700					
136		364,700	386,200					
137		365,000	386,500					
138		365,400	387,000					
139		365,900	387,500					
140		366,400	388,000					
141		366,700	388,300					
142		367,200						
143		367,700						
144		368,200						

	145		368,500							
再任用職員		240,200	252,100	256,400	292,600	310,000	324,700	349,100	385,300	418,100

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

別表第三（第3条関係）

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,600
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,500
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	409,400
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	412,300
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	415,000
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,800
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	420,600
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	423,400
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	426,300
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	429,100
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,900
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,700
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	437,600
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	440,300
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	443,100
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	445,900
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	448,800
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	451,500
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	454,200
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	456,900

25	176,900	245,100	336,500	381,000	459,700
26	179,000	247,800	338,400	383,000	462,300
27	181,100	250,500	340,300	385,000	464,900
28	183,200	253,200	342,200	387,000	467,500
29	185,200	256,000	344,200	388,900	470,100
30	187,000	258,400	345,900	390,900	472,700
31	188,800	260,800	347,600	392,900	475,300
32	190,600	263,200	349,300	394,900	477,900
33	192,400	265,200	350,800	396,700	480,200
34	194,300	267,700	352,300	398,500	482,700
35	196,200	270,100	353,800	400,200	485,200
36	198,100	272,500	355,300	402,000	487,700
37	199,800	274,700	356,700	403,700	490,300
38	201,700	276,600	358,100	405,300	492,800
39	203,600	278,500	359,500	406,900	495,300
40	205,500	280,400	360,900	408,500	497,800
41	207,500	282,100	362,100	410,100	500,400
42	209,400	283,400	363,400	411,700	502,700
43	211,300	284,700	364,700	413,300	505,000
44	213,200	286,000	365,900	414,900	507,300
45	215,100	287,000	367,200	416,500	509,400
46	217,100	288,300	368,500	418,100	511,000
47	219,100	289,600	369,800	419,700	512,600
48	221,100	290,900	371,100	421,300	514,200
49	222,900	292,300	372,200	422,700	515,900
50	224,900	293,600	373,500	424,200	517,400
51	226,900	294,900	374,800	425,700	518,800
52	228,900	296,200	376,100	427,200	520,300
53	230,700	297,400	377,200	428,700	521,600
54	232,700	298,700	378,300	430,100	522,800

	55	234,700	300,000	379,400	431,500	524,000
	56	236,700	301,300	380,500	432,900	525,200
	57	238,400	302,400	381,400	434,100	526,400
	58	239,900	303,600	382,300	435,500	527,400
	59	241,300	304,800	383,200	436,900	528,400
	60	242,800	306,000	384,100	438,300	529,400
	61	244,100	307,100	384,800	439,400	530,500
再任	62	245,500	308,200	385,700	440,400	531,400
	63	246,900	309,300	386,600	441,400	532,300
	64	248,300	310,400	387,500	442,400	533,200
用職	65	249,800	311,600	388,200	443,300	534,200
	66	251,200	312,700	389,000	444,200	535,100
	67	252,600	313,800	389,800	445,100	536,000
	68	254,000	314,900	390,600	446,000	536,900
員以	69	255,300	316,100	391,400	446,700	537,900
	70	256,800	317,200	392,100	447,600	538,800
	71	258,300	318,300	392,800	448,500	539,700
外の	72	259,800	319,400	393,500	449,400	540,600
	73	261,200	320,500	394,300	450,100	541,600
	74	262,600	321,600	395,000		
職員	75	264,000	322,700	395,700		
	76	265,400	323,800	396,400		
	77	266,500	324,900	397,200		
	78	267,800	325,900	397,900		
	79	269,100	326,900	398,600		
	80	270,400	327,900	399,300		
	81	271,800	329,000	400,000		
	82	273,100	329,800	400,700		
	83	274,400	330,500	401,400		
	84	275,700	331,300	402,100		

85	276,900	332,200	402,700
86	278,200	332,800	403,400
87	279,500	333,400	404,100
88	280,800	334,000	404,800
89	281,900	334,400	405,400
90	283,100	335,000	
91	284,300	335,600	
92	285,500	336,200	
93	286,600	336,600	
94	287,600	337,100	
95	288,600	337,600	
96	289,600	338,100	
97	290,400	338,700	
98	291,300	339,200	
99	292,200	339,700	
100	293,100	340,200	
101	294,000	340,800	
102	294,700	341,300	
103	295,400	341,800	
104	296,100	342,300	
105	296,900	342,900	
106	297,400	343,400	
107	297,900	343,900	
108	298,400	344,400	
109	298,900	345,000	
110	299,300	345,500	
111	299,700	346,000	
112	300,100	346,500	
113	300,500	347,100	
114	300,900	347,600	

	115	301,300	348,100			
	116	301,700	348,600			
	117	302,100	349,200			
	118	302,500	349,700			
	119	302,900	350,200			
	120	303,300	350,700			
	121	303,600	351,300			
再任用職員		216,500	262,200	288,300	332,000	392,300

備考 この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務する研究員の職にある職員に適用する。

別表第四のロ及びハを次のように改める。

ロ 医療職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,900
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	378,600
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	381,300
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	384,000
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	386,600
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	389,300
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	392,000
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,700
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	397,300
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,700
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	402,200
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	404,700
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,600	407,000
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,700	409,200
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,800	411,400
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,900	413,600
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,900	415,700
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	365,000	417,800
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	367,000	419,900
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	369,100	422,000
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	371,000	423,900
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	373,100	425,500
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	375,200	427,100
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	377,300	428,700

25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	379,200	430,300
26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	381,100	431,600
27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	383,000	432,900
28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,900	434,200
29	186,800	223,400	259,200	290,600	339,100	386,700	435,600
30	188,100	225,100	261,000	292,500	341,000	388,500	436,900
31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,900	390,300	438,200
32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,800	392,100	439,400
33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,600	393,700	440,800
34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,500	395,000	442,100
35	194,900	233,200	269,700	301,700	350,400	396,300	443,400
36	196,300	234,800	271,500	303,500	352,300	397,600	444,700
37	197,500	236,400	273,200	305,200	354,100	398,700	446,100
38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,800	399,900	446,900
39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,500	401,100	447,700
40	201,400	241,200	278,300	310,300	359,200	402,300	448,500
41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,800	403,400	449,100
42	203,800	244,200	281,700	313,800	362,100	404,200	449,900
43	205,000	245,700	283,400	315,500	363,400	405,000	450,700
44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,700	405,800	451,500
45	207,500	248,600	286,800	318,700	365,900	406,400	452,100
46	208,600	250,200	288,500	320,300	367,100	407,100	452,900
47	209,700	251,800	290,200	321,900	368,300	407,800	453,700
48	210,800	253,400	291,900	323,500	369,500	408,500	454,500
49	211,900	255,000	293,400	325,000	370,700	409,300	455,100
50	212,900	256,400	295,000	326,300	371,700	410,000	455,900
51	213,900	257,800	296,600	327,600	372,700	410,700	456,700
52	214,900	259,200	298,200	328,900	373,700	411,400	457,500
53	215,700	260,500	299,600	330,000	374,500	412,100	458,100
54	216,700	261,900	301,100	331,000	375,400	412,800	

	55	217,600	263,300	302,600	332,100	376,300	413,500
	56	218,600	264,700	304,100	333,200	377,200	414,200
	57	219,500	265,800	305,700	334,100	378,000	414,800
	58	220,400	267,100	307,100	335,100	378,800	415,500
	59	221,300	268,400	308,500	336,100	379,600	416,200
	60	222,200	269,700	309,900	337,100	380,400	416,900
再任	61	223,200	270,800	311,200	337,900	381,000	417,400
	62	224,200	272,100	312,500	338,600	381,700	418,000
	63	225,200	273,400	313,800	339,300	382,400	418,700
	64	226,300	274,700	315,100	340,000	383,100	419,400
用職	65	227,000	275,900	316,500	340,700	383,700	419,900
	66	227,900	277,000	317,300	341,400	384,400	
	67	228,800	278,100	318,100	342,100	385,100	
	68	229,700	279,200	318,900	342,800	385,800	
員以	69	230,400	280,300	319,800	343,500	386,300	
	70	231,100	281,400	320,600	344,100	386,900	
	71	231,800	282,500	321,400	344,700	387,500	
	72	232,500	283,600	322,200	345,300	388,100	
外の 職員	73	233,300	284,700	323,000	345,800	388,800	
	74	234,100	285,500	323,600	346,400	389,400	
	75	234,900	286,300	324,200	347,000	390,000	
	76	235,700	287,100	324,800	347,600	390,600	
	77	236,300	287,900	325,500	348,100	391,300	
	78	236,900	288,500	326,000	348,600	391,900	
	79	237,500	289,100	326,500	349,100	392,500	
	80	238,100	289,700	327,000	349,600	393,100	
	81	238,600	290,400	327,600	350,000	393,800	
	82	239,000	290,900	328,100	350,400	394,400	
	83	239,400	291,400	328,600	350,800	395,000	
	84	239,800	291,900	329,100	351,200	395,600	

85	240,300	292,300	329,700	351,700	396,300
86		292,600	330,100	352,100	
87		292,900	330,400	352,500	
88		293,200	330,800	352,900	
89		293,600	331,300	353,400	
90		293,900	331,700	353,800	
91		294,200	332,100	354,200	
92		294,500	332,500	354,600	
93		294,900	333,000	355,100	
94		295,200	333,400	355,500	
95		295,500	333,800	355,900	
96		295,800	334,200	356,300	
97		296,200	334,400	356,800	
98		296,500	334,800	357,200	
99		296,800	335,200	357,600	
100		297,100	335,600	358,000	
101		297,500	335,800	358,500	
102		297,800	336,200	358,900	
103		298,100	336,600	359,300	
104		298,400	337,000	359,700	
105		298,700	337,200	360,200	
106			337,600		
107			338,000		
108			338,400		
109			338,600		
110			339,000		
111			339,400		
112			339,800		
113			340,000		

再任用職員		187,500	214,400	246,800	260,400	286,800	328,700	372,100
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,500
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,600
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,700
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,800
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	358,000
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	360,100
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	362,200
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	364,300
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	366,400
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,500
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,600
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,700
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,900
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	377,100
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	379,300
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,500

25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,500
26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,500
27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,500
28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,500
29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,600	391,500
30	202,900	230,700	271,400	298,600	337,200	393,400
31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,800	395,300
32	205,500	233,700	274,600	302,000	340,400	397,200
33	206,800	235,200	276,200	303,500	342,100	398,900
34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,700	400,700
35	209,400	238,000	279,200	306,700	345,300	402,500
36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,900	404,300
37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,600	406,200
38	213,500	242,000	283,800	311,500	350,200	408,000
39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,800	409,800
40	216,300	244,600	286,800	314,700	353,400	411,600
41	217,500	245,600	288,400	316,300	355,000	413,300
42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,600	415,000
43	220,300	248,100	291,600	319,300	358,200	416,700
44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,800	418,300
45	223,100	250,600	294,600	322,300	361,400	419,800
46	224,600	252,000	296,100	323,800	362,900	421,400
47	226,100	253,400	297,600	325,300	364,400	423,000
48	227,600	254,800	299,100	326,800	365,800	424,600
49	228,900	256,200	300,500	328,100	367,300	426,300
50	230,300	257,700	301,900	329,500	368,700	427,900
51	231,700	259,100	303,300	330,800	370,100	429,500
52	233,100	260,500	304,700	332,200	371,500	431,100
53	234,400	262,000	306,200	333,700	373,000	432,600
54	235,700	263,600	307,600	335,100	374,200	434,100

	55	237,000	265,200	309,000	336,500	375,400	435,600
	56	238,300	266,700	310,400	337,900	376,600	437,100
	57	239,500	268,300	311,800	339,100	377,900	438,400
	58	240,800	269,900	313,200	340,500	378,900	439,300
	59	242,000	271,500	314,600	341,900	379,900	440,200
	60	243,300	273,100	316,000	343,300	380,900	441,100
	61	244,500	274,700	317,200	344,500	381,700	442,000
	62	245,800	276,200	318,500	345,800	382,500	442,900
再任	63	247,100	277,700	319,800	347,100	383,300	443,800
	64	248,400	279,200	321,100	348,400	384,100	444,700
	65	249,600	280,800	322,400	349,600	385,000	445,600
用職	66	250,900	282,300	323,700	350,800	385,800	446,400
	67	252,300	283,800	325,000	352,000	386,600	447,200
	68	253,700	285,300	326,300	353,200	387,400	448,000
	69	254,800	286,600	327,400	354,200	388,200	448,800
員以	70	256,100	288,100	328,600	355,300	388,900	
	71	257,400	289,600	329,800	356,400	389,600	
外の	72	258,700	291,100	330,900	357,500	390,300	
	73	260,100	292,400	332,200	358,500	391,100	
	74	261,400	293,800	333,400	359,600	391,700	
職員	75	262,700	295,200	334,600	360,700	392,300	
	76	264,000	296,600	335,800	361,800	392,900	
	77	265,100	298,100	337,000	362,700	393,500	
	78	266,300	299,400	338,200	363,500	394,100	
	79	267,600	300,700	339,400	364,300	394,700	
	80	268,900	302,000	340,600	365,100	395,300	
	81	270,000	303,100	341,700	365,800	395,800	
	82	271,100	304,400	342,800	366,400	396,400	
	83	272,200	305,700	343,900	367,000	397,000	
	84	273,300	307,000	345,000	367,600	397,600	

85	274,200	308,100	346,100	368,300	398,100
86	275,300	309,300	347,100	368,900	398,700
87	276,400	310,500	348,100	369,500	399,300
88	277,500	311,700	349,100	370,100	399,900
89	278,600	313,000	350,200	370,600	400,400
90	279,600	314,200	351,000	371,200	401,000
91	280,600	315,400	351,800	371,800	401,600
92	281,600	316,600	352,600	372,400	402,200
93	282,600	317,800	353,400	372,900	402,700
94	283,600	318,600	354,100	373,400	
95	284,600	319,400	354,800	373,900	
96	285,600	320,200	355,500	374,400	
97	286,700	320,900	356,000	375,000	
98	287,600	321,600	356,500	375,500	
99	288,500	322,300	357,000	376,000	
100	289,400	323,000	357,500	376,500	
101	290,200	323,500	358,100	377,100	
102	291,000	324,100	358,600	377,600	
103	291,800	324,700	359,100	378,100	
104	292,600	325,300	359,600	378,600	
105	293,300	325,700	360,200	379,200	
106	293,800	326,200	360,700	379,700	
107	294,300	326,700	361,200	380,200	
108	294,800	327,200	361,700	380,700	
109	295,300	327,700	362,200	381,300	
110	295,700	328,100	362,700	381,800	
111	296,100	328,500	363,200	382,300	
112	296,500	328,900	363,700	382,800	
113	296,900	329,300	364,200	383,400	
114	297,300	329,700	364,700		

115	297,700	330,100	365,200
116	298,100	330,400	365,600
117	298,400	330,700	366,000
118	298,800	331,100	366,500
119	299,200	331,500	367,000
120	299,600	331,900	367,500
121	299,900	332,100	367,900
122	300,300	332,500	368,400
123	300,700	332,900	368,900
124	301,100	333,300	369,400
125	301,300	333,600	369,800
126	301,700	334,000	
127	302,100	334,400	
128	302,500	334,800	
129	302,700	335,100	
130	303,100	335,500	
131	303,500	335,900	
132	303,900	336,300	
133	304,100	336,600	
134	304,500	337,000	
135	304,900	337,400	
136	305,300	337,800	
137	305,500	338,100	
138	305,900	338,500	
139	306,300	338,900	
140	306,700	339,300	
141	306,900	339,600	
142	307,300	340,000	
143	307,700	340,400	
144	308,100	340,800	

	145	308,300	341,100				
	146	308,700	341,500				
	147	309,100	341,900				
	148	309,500	342,300				
	149	309,700	342,600				
	150	310,000	343,000				
	151	310,300	343,400				
	152	310,600	343,800				
	153	311,000	344,100				
	154	311,300					
	155	311,600					
	156	311,900					
	157	312,300					
	158	312,600					
	159	312,900					
	160	313,200					
	161	313,600					
	162	313,900					
	163	314,200					
	164	314,500					
	165	314,900					
	166	315,200					
	167	315,500					
	168	315,800					
	169	316,200					
再任用職員		234,100	258,900	266,300	276,800	294,000	332,100

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 佐賀県職員給与条例の一部を次のように改正する。

第九条の四第一項第一号中「第三号」を「次号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第二項中「第一号又は第二号に掲げる職員のうち第三号に掲げる職員でもあるものについては、第一号又は第二号に掲げる額及び第三号」を「当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前項第三号」を「前項第二号」に、「第一号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

第十三条第三項中「この項」を「この条」に改め、同条に次の一項を加える。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間と勤務時間条例第五条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）との合計が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては百分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

第十七条第二項中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百五十」に、「百分の百二十」を「百分の百五」に、「百分の百十五」を「百分の百三十」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の七十五」とする。

第十七条の四第二項第一号中「六月に支給する場合には百分の七十五」を「百分の七十」に、「百分の九十二・五」、十二月に支給する場合には百分の六十五（特定幹部職員にあつては、百分の八十七・五）を「百

分の九十」に改める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表中「四二六、〇〇〇」を「四二五、〇〇〇」に、「四七九、〇〇〇」を「四七八、〇〇〇」に、「五四五、〇〇〇」を「五四四、〇〇〇」に、「六二二、〇〇〇」を「六二一、〇〇〇」に、「七二八、〇〇〇」を「七二六、〇〇〇」に、「八五二、〇〇〇」を「八五〇、〇〇〇」に改める。

第八条第二項及び第三項中「百分の百六十」を「百分の百三十五」に、「百分の百八十」を「百分の百五十」に改める。

第八条の二を削る。

第四条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項及び第三項中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十」を「百分の百四十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百五十」に、「百分の百五十」を「百分の百六十五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中「四六一、〇〇〇」を「四六〇、〇〇〇」に、「五二四、〇〇〇」を「五二三、〇〇〇」に、「六一〇、〇〇〇」を「六〇九、〇〇〇」に、「七一一、〇〇〇」を「七〇九、〇〇〇」に、「八一二、〇〇〇」を「八一〇、〇〇〇」に改める。

第六条第二項中「百分の百六十」を「百分の百三十五」に、「百分の百八十」を「百分の百五十」に改める。

第六条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十」を「百分の百四十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百五十」に、「百分の百五十」を「百分の百六十五」に改める。

(佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第七条 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例

第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「給料月額に」を「給料月額(佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十一年佐賀県条例第四十六号)の施行の日において同条例附則第三項に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に百分の九十九・八二を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)」に、「職員(」を「も(」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年十二月一日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第六項及び第八項から第十項までの規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

(任期付職員等に係る最高の号給を超える給料月額の切替え)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の各号に掲げる給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、当該各号に定める給料月額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める。

一 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第七条第三項の規定による給料月額 第三条の規定による改正後の任期付職員条例第七条第一項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額

二 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)第五条第四項の規定による給料月額 第五条の規定による改正後の任期付研究員条例第五条第一項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額

(平成二十一年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

3 平成二十一年六月一日において次の各号に掲げる職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)であつた者(任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。)に同年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例第十六条の五第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項若しくは第十七条第二項(同条第三項、第三条の規定による改正後の任期付職員条例第八条第二項及び第五条の規定による改正後の任期付研究員条例第六条第二項の規定により読み替え

て適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年佐賀県条例第三号)第四条第一項又は公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例(平成十三年佐賀県条例第四十六号)第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から同年六月一日において当該減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二二を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

一 職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表の欄、職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものであるもの

給料表		職務の級	号給
行政職給料表		一級	一号給から五十六号給まで
		二級	一号給から二十四号給まで
		三級	一号給から八号給まで
公安職給料表		一級	一号給から五十二号給まで
		二級	一号給から四十四号給まで
		三級	一号給から三十二号給まで
		四級	一号給から十六号給まで
研究職給料表		一級	一号給から五十六号給まで
		二級	一号給から三十二号給まで
医療職給料表(一)		一級	一号給から五十二号給まで
		二級	一号給から三十二号給まで
		三級	一号給から十六号給まで
		四級	一号給から四号給まで
医療職給料表(三)		一級	一号給から五十六号給まで
		二級	一号給から四十号給まで
		三級	一号給から十六号給まで

四級	一号給から四号給まで
----	------------

二 医療職給料表(一)の適用を受ける職員

三 任期付職員条例第七条第一項又は任期付研究員条例第五条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員でその号給が一号給であるもの

四 任期付研究員条例第五条第二項に規定する給料表の適用を受ける職員
(人事委員会規則への委任)

4 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正等)

5 佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百六十」を「百分の百三十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百五十」に改める。

6 佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十」を「百分の百四十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百五十」に、「百分の百五十」を「百分の百六十五」に改める。

7 平成二十一年十二月に支給する期末手当の額については、附則第五項の規定による改正後の佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例第三条第二項の規定にかかわらず、附則第三項の規定の例によらないものとする。

(佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

8 佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年佐賀県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一号中「第三号」を「次号」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

(佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

9 佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十二年佐賀県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第六条の三第一号中「第三号」を「次号」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

(佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

10 佐賀県職員の育児休業等に関する条例(平成四年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十五条の表の県職員給与条例第十三条第一項及び学校職員給与条例第十四条第一項の項の次に次のように加える。

県職員給与条例第十三条第四項及び学校職員給与条例第十四条第四項	第二項	佐賀県職員の育児休業等に関する条例(平成四年佐賀県条例第二号)第十五条
---------------------------------	-----	-------------------------------------

第一条（佐賀県職員給与条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第十七条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百三十五を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第十七条の四において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合には百分の百十五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百四十」とあり、及び「百分の百三十五」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百二十」とあり、及び「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第十七条の四 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ</p>	<p>(期末手当) 第十七条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百六十を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第十七条の四において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合には百分の百四十を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第十七条の四 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ</p>

改正後	改正前
<p>れ当該各号に掲げる額を超えてはならぬ。</p> <p>い。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合には百分の七十五（特定幹部職員にあつては、百分の九十二・五）、十二月に支給する場合には百分の六十五（特定幹部職員にあつては、百分の八十七・五）を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の三十五（特定幹部職員にあつては、百分の四十五）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>れ当該各号に掲げる額を超えてはならぬ。</p> <p>い。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十五（特定幹部職員にあつては、百分の九十二・五）を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の三十五（特定幹部職員にあつては、百分の四十五）、十二月に支給する場合には百分の四十（特定幹部職員にあつては、百分の五十）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

第二条（佐賀県職員給与条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（住居手当）</p> <p>第九条の四 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額一万二千円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料の佐賀県職員宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。）</p>	<p>（住居手当）</p> <p>第九条の四 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第三号において同じ。）を借り受け、月額一万二千円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料の佐賀県職員宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。）</p>

改正後	改正前
<p>二 前項第二号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>3 略</p> <p>2 略</p> <p>第十三条 略</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、勤務時間条例第五条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第三条第二項又は第四条の規定により割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与額</p>	<p>二 当該職員の所有に係る住宅（人事委員会規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。）のうち当該職員その他人事委員会規則で定める者によつて新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して五年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの</p> <p>三 略</p> <p>2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第一号又は第二号に掲げる職員のうち第三号に掲げる職員でもあるものについては、第一号又は第二号に掲げる額及び第三号に掲げる額の合計額）とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員 二千五百円</p> <p>三 前項第三号に掲げる職員 第一号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>3 略</p> <p>第十三条 略</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、勤務時間条例第五条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第三条第二項又は第四条の規定により割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与額</p>

改正後	改正前
<p>に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4 正規の勤務時間を超過して勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超過してした勤務（勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間と勤務時間条例第五条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超過して勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超過してした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）との合計が一箇月について六十時間を超過した職員には、その六十時間を超過して勤務した全時間に対して、第一項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超過してした勤務にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）、割振り変更前の正規の勤務時間を超過してした勤務にあつては百分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>（期末手当） 第十七条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十五、十二月に支給する場合においては百分の百五十を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当する</p>	<p>に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>（期末手当） 第十七条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百三十五を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当する</p>

改正後	改正前
<p>もの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第十七条の四において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百三十を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の七十」とする。</p> <p>4 6 略</p> <p>(勤勉手当) 第十七条の四 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額額の合計額を加算した額に百分の七十（特</p>	<p>もの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第十七条の四において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合には百分の百二十、十二月に支給する場合には百分の百十五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百四十」とあり、及び「百分の百三十五」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百二十」とあり、及び「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」とする。</p> <p>4 6 略</p> <p>(勤勉手当) 第十七条の四 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額額の合計額を加算した額に、六月に支給す</p>

改正後	改正前
<p>定幹部職員にあつては、百分の九十)を乗じて得た額の総額</p> <p>二略</p> <p>3～5略</p>	<p>る場合においては百分の七十五(特定幹部職員にあつては、百分の九十二・五)、十二月に支給する場合においては百分の六十五(特定幹部職員にあつては、百分の八十七・五)を乗じて得た額の総額</p> <p>二略</p> <p>3～5略</p>

第三条 (一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後	改正前																																																
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号の職員をいう。以下同じ。)を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="564 260 1001 753"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>一</td><td></td><td>三七六、〇〇〇</td></tr> <tr><td>二</td><td></td><td>四二五、〇〇〇</td></tr> <tr><td>三</td><td></td><td>四七八、〇〇〇</td></tr> <tr><td>四</td><td></td><td>五四四、〇〇〇</td></tr> <tr><td>五</td><td></td><td>六二一、〇〇〇</td></tr> <tr><td>六</td><td></td><td>七二六、〇〇〇</td></tr> <tr><td>七</td><td></td><td>八五〇、〇〇〇</td></tr> </tbody> </table> <p>2～5略</p> <p>(佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等)</p> <p>第八条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第二条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用について</p>	号	給	給料月額(円)	一		三七六、〇〇〇	二		四二五、〇〇〇	三		四七八、〇〇〇	四		五四四、〇〇〇	五		六二一、〇〇〇	六		七二六、〇〇〇	七		八五〇、〇〇〇	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号の職員をいう。以下同じ。)を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="564 839 1001 1332"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>一</td><td></td><td>三七六、〇〇〇</td></tr> <tr><td>二</td><td></td><td>四二六、〇〇〇</td></tr> <tr><td>三</td><td></td><td>四七九、〇〇〇</td></tr> <tr><td>四</td><td></td><td>五四五、〇〇〇</td></tr> <tr><td>五</td><td></td><td>六二二、〇〇〇</td></tr> <tr><td>六</td><td></td><td>七二八、〇〇〇</td></tr> <tr><td>七</td><td></td><td>八五二、〇〇〇</td></tr> </tbody> </table> <p>2～5略</p> <p>(佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等)</p> <p>第八条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第二条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用について</p>	号	給	給料月額(円)	一		三七六、〇〇〇	二		四二六、〇〇〇	三		四七九、〇〇〇	四		五四五、〇〇〇	五		六二二、〇〇〇	六		七二八、〇〇〇	七		八五二、〇〇〇
号	給	給料月額(円)																																															
一		三七六、〇〇〇																																															
二		四二五、〇〇〇																																															
三		四七八、〇〇〇																																															
四		五四四、〇〇〇																																															
五		六二一、〇〇〇																																															
六		七二六、〇〇〇																																															
七		八五〇、〇〇〇																																															
号	給	給料月額(円)																																															
一		三七六、〇〇〇																																															
二		四二六、〇〇〇																																															
三		四七九、〇〇〇																																															
四		五四五、〇〇〇																																															
五		六二二、〇〇〇																																															
六		七二八、〇〇〇																																															
七		八五二、〇〇〇																																															

改正後	改正前
<p>は、県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第七条の規定」と、県職員給与条例第十六条の三第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の百五十」とする。</p>	<p>は、県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第七条の規定」と、県職員給与条例第十六条の三第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十」とする。</p> <p>第八条の二 第二条第二項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員を除く。）に対する県職員給与条例第十七条の四第二項第一号及び学校職員給与条例第二十一条第二項第一号の規定の適用については、これらの規定中「百分の九十二・五」とあるのは「百分の九十五」とする。</p>

第四条（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等）</p> <p>第八条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第二条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第七条の規定」と、県職員給与条例第十六条の三第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の百六十五」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第一項及び第二十条第二項の規定の適用については、学校職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第七条の規定」と、学校職員給与条例第十八条の二第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第二十条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の百六十五」とする。</p>	<p>（佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等）</p> <p>第八条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第二条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第七条の規定」と、県職員給与条例第十六条の三第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の百五十」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第一項及び第二十条第二項の規定の適用については、学校職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第七条の規定」と、学校職員給与条例第十八条の二第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第二十条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の百五十」とする。</p>

第五条（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後		改正前																													
<p>（給与に関する特例）</p> <p>第五条 第一号任期付研究員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>一</td><td>三九九、〇〇〇</td></tr> <tr><td>二</td><td>四六〇、〇〇〇</td></tr> <tr><td>三</td><td>五二三、〇〇〇</td></tr> <tr><td>四</td><td>六〇九、〇〇〇</td></tr> <tr><td>五</td><td>七〇九、〇〇〇</td></tr> <tr><td>六</td><td>八一〇、〇〇〇</td></tr> </tbody> </table> <p>2／6 略</p> <p>（佐賀県職員給与条例の適用除外）</p> <p>第六条 略</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する県職員給与条例第二条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第五条の規定」と、県職員給与条例第十六条の三第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の百五十」とする。</p>		号給	給料月額(円)	一	三九九、〇〇〇	二	四六〇、〇〇〇	三	五二三、〇〇〇	四	六〇九、〇〇〇	五	七〇九、〇〇〇	六	八一〇、〇〇〇	<p>（給与に関する特例）</p> <p>第五条 第一号任期付研究員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>一</td><td>三九九、〇〇〇</td></tr> <tr><td>二</td><td>四六一、〇〇〇</td></tr> <tr><td>三</td><td>五二四、〇〇〇</td></tr> <tr><td>四</td><td>六一〇、〇〇〇</td></tr> <tr><td>五</td><td>七一一、〇〇〇</td></tr> <tr><td>六</td><td>八二二、〇〇〇</td></tr> </tbody> </table> <p>2／6 略</p> <p>（佐賀県職員給与条例の適用除外）</p> <p>第六条 略</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する県職員給与条例第二条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第五条の規定」と、県職員給与条例第十六条の三第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十」とする。</p>		号給	給料月額(円)	一	三九九、〇〇〇	二	四六一、〇〇〇	三	五二四、〇〇〇	四	六一〇、〇〇〇	五	七一一、〇〇〇	六	八二二、〇〇〇
号給	給料月額(円)																														
一	三九九、〇〇〇																														
二	四六〇、〇〇〇																														
三	五二三、〇〇〇																														
四	六〇九、〇〇〇																														
五	七〇九、〇〇〇																														
六	八一〇、〇〇〇																														
号給	給料月額(円)																														
一	三九九、〇〇〇																														
二	四六一、〇〇〇																														
三	五二四、〇〇〇																														
四	六一〇、〇〇〇																														
五	七一一、〇〇〇																														
六	八二二、〇〇〇																														

第六条（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（佐賀県職員給与条例の適用除外） 第六条 略</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する県職員給与条例第二条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第五条の規定」と、県職員給与条例第十六条の三第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の百六十五」とする。</p>	<p>（佐賀県職員給与条例の適用除外） 第六条 略</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する県職員給与条例第二条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第五条の規定」と、県職員給与条例第十六条の三第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の百五十」とする。</p>

第七条（佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>附則 （給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>第七条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十一年佐賀県条例第四十六号）の施行の日において同条例附則第三項に規定する減額改定対象職員である者）にあつては、当該給料月額に百分の九十九・八二を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる</p>	<p>附則 （給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>第七条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p>

<p>改正後</p> <p>もの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>改正前</p> <p>2・3 略</p>
--	-------------------------

附則第五項（佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

<p>改正後</p> <p>第三条 略</p> <p>2 前条に規定する住居手当、通勤手当及び期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和二十六年佐賀県条例第一号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第十七条第二項の規定の適用については同項中「百分の百四十、」とあるのは「百分の百六十、」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の百五十」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に百分の二十を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>改正前</p> <p>第三条 略</p> <p>2 前条に規定する住居手当、通勤手当及び期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和二十六年佐賀県条例第一号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第十七条第二項の規定の適用については同項中「百分の百四十、」とあるのは「百分の百六十、」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十五」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に百分の二十を乗じて得た額を加算した額とする。</p>
---	---

附則第六項（佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

<p>改正後</p> <p>第三条 略</p> <p>2 前条に規定する住居手当、通勤手当及び期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和二十六年佐賀県条例第一号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第十七条第二項の規定の適用については同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の百六十五」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に百分の二十を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>改正前</p> <p>第三条 略</p> <p>2 前条に規定する住居手当、通勤手当及び期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和二十六年佐賀県条例第一号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第十七条第二項の規定の適用については同項中「百分の百四十、」とあるのは「百分の百六十、」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の百五十」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に百分の二十を乗じて得た額を加算した額とする。</p>
---	---

参考資料

附則第八項（佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(住居手当)</p> <p>第四条の三 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額一万二千円を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（有料の佐賀県職員宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他任命権者が別に定める職員を除く。）</p> <p>二略</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第四条の三 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第三号において同じ。）を借り受け、月額一万二千円を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（有料の佐賀県職員宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他任命権者が別に定める職員を除く。）</p> <p>二 当該職員の所有に係る住宅（任命権者が別に定めるこれに準ずる住宅を含む。）のうち当該職員その他任命権者が別に定める者によつて新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して五年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの</p> <p>三略</p>

附則第九項（佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(住居手当)</p> <p>第六条の三 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額一万二千円を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（有料の佐賀県職員宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他知事が別に定める職員を除く。）</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第六条の三 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第三号において同じ。）を借り受け、月額一万二千円を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（有料の佐賀県職員宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他知事が別に定める職員を除く。）</p> <p>二 当該職員の所有に係る住宅（知事が別に定めるこれに準ずる住宅を含む。）のうち当該職員その他知事が別に定める</p>

改正後	改正前
二 略	三 略 者によつて新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して五年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの

附則第十項（佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前												
<p>（育児短時間勤務職員についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の特例）</p> <p>第十五条 育児短時間勤務をしている職員（以下この条及び次条において「育児短時間勤務職員」という。）についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（育児短時間勤務職員についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の特例）</p> <p>第十五条 育児短時間勤務をしている職員（以下この条及び次条において「育児短時間勤務職員」という。）についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1070 210 1120 403">略</td> <td data-bbox="1070 403 1120 555">略</td> <td data-bbox="1070 555 1120 794">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 210 1070 403">県職員給与条例第十三条第一項及び学校職員給与条例第十四条第一項</td> <td data-bbox="801 403 1070 555">支給する</td> <td data-bbox="801 555 1070 794">支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてした場合、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間の合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間の百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である</td> </tr> </table>	略	略	略	県職員給与条例第十三条第一項及び学校職員給与条例第十四条第一項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてした場合、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間の合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間の百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1070 794 1120 987">略</td> <td data-bbox="1070 987 1120 1139">略</td> <td data-bbox="1070 1139 1120 1375">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 794 1070 987">県職員給与条例第十三条第一項及び学校職員給与条例第十四条第一項</td> <td data-bbox="801 987 1070 1139">支給する</td> <td data-bbox="801 1139 1070 1375">支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてした場合、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間の合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間の百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である</td> </tr> </table>	略	略	略	県職員給与条例第十三条第一項及び学校職員給与条例第十四条第一項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてした場合、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間の合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間の百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である
略	略	略											
県職員給与条例第十三条第一項及び学校職員給与条例第十四条第一項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてした場合、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間の合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間の百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である											
略	略	略											
県職員給与条例第十三条第一項及び学校職員給与条例第十四条第一項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてした場合、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間の合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間の百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である											

		改正後	
略	第十四項 第十四条	県職員給 与条例第 十三条第 四項及び 学校職員 給与条例 第十四条	
略		第二項	
略	賀県条例第二 号 第十五条	佐賀県職員 の育児休業等 に関する条例 (平成四年佐 賀県条例第二 号)	場合は、百分 の百二十五) を乗じて得た 額とする
		改正前	
		略	
		略	
		略	場合は、百分 の百二十五) を乗じて得た 額とする